

# アスベスト講習会を開催します！

アスベストの飛散による被害の防止を目的に、アスベストに関する知識の普及やアスベストの除去の推進を図るため、平成 17 年度から「アスベスト対策に関する講習会」を実施しています。

平成 25 年 6 月 21 日に改正大気汚染防止法が公布され、建築物解体時におけるアスベストの飛散防止の取組みを一層推進するため、解体工事の届出義務者が解体業者から発注者に変更される等の規制強化がされましたので、本年度は、こうした事柄を中心に説明をいたします。

関係業界の皆さまを始め、ご関心の皆さまのお越しをお待ちしております。

## ■日 時

平成 26 年 **1 月 30 日 (木)** **13:30~15:30**

## ■プログラム

申込〆切:1月23日(木)

	内 容	講 師
①	大気汚染防止法の改正について	愛知県環境部大気環境課職員
②	解体工事における事前調査 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」	一般社団法人 中部アスベスト診断協会 副会長 大平 祥弘 氏
③	アスベストの分析について	一般財団法人 東海技術センター 調査分析部係長 石川 輝之 氏
④	建築物のアスベスト含有調査及び除去の 補助制度について	愛知県建設部建築担当局住宅計画課 職員

※②の講師は厚生労働省委託事業「石綿含有建築物の事前調査を行う中小企業能力向上支援事業」により派遣されます。

■会 場 中区役所ホール（名古屋市中区栄 4-1-8 名古屋市中区役所内）

■申込資格 どなたでもご参加いただけます。（無料）

## ■申込方法

F A Xまたは電子メール（[taiki@pref.aichi.lg.jp](mailto:taiki@pref.aichi.lg.jp)）のいずれかでご応募ください。

- ・ F A Xの場合は、うら面の申込用紙をお使いいただけます。
- ・ メールの場合は、タイトルを「アスベスト講習会申込」とし、本文に、「所属」、「氏名（ふりがな）」、「参加人数」、「電話番号」、「F A X番号」をご記入ください。

※ 参加証の発行は行いませんので、当日は受付で御所属・御名前をお伝えください。

※ 参加申込が定員を超えるなど御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。

## ■問合せ・申込先

愛知県アスベスト対策協議会事務局

〒460-8501（住所不要）愛知県環境部 大気環境課規制グループ内

TEL: (052) 954-6215（直通） FAX: (052) 953-5716

E-mail: [taiki@pref.aichi.lg.jp](mailto:taiki@pref.aichi.lg.jp)



# 申 込 用 紙

## ～アスベスト対策に関する講習会～

申込期限: 1/23 (木)

所 属 (企業・団体等名)	<個人でお申込の場合は空欄>
ふりがな	-----
氏 名	他(        )名
電話番号	(        )        -
FAX 番号	(        )        -

**FAX:052-953-5716 E-mail:taiki@pref.aichi.lg.jp**

(切り取り)

### 会場 (中区役所ホール) へのアクセス

● 地下鉄「栄」12番出口から東へ50m

※会場には公共交通機関で  
ご来場ください。

## 愛知県アスベスト対策協議会について

◇ 目 的 : アスベスト対策に関する関係機関・関係団体間の連携を図り、愛知県におけるアスベスト対策を総合的に推進する

◇ 設立年月日 : 平成17年9月13日

### 構成団体

国	厚生労働省 愛知労働局、国土交通省 中部運輸局、環境省 中部地方環境事務所
関係団体	(公社)愛知県医師会、(一社)愛知県環境測定分析協会、(一社)愛知県建設業協会、(一社)愛知県産業廃棄物協会、愛知県商工会議所連合会、(一社)愛知県病院協会、愛知県商工会連合会、建設業労働災害防止協会 愛知県支部、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター、(一社)中部経済連合会、(一社) JATI 協会、(独)労働者健康福祉機構 愛知産業保健推進センター、(独)労働者健康福祉機構 旭労災病院、愛知県経営者協会、日本労働組合総連合会 愛知県連合会
市町村	愛知県市長会、愛知県町村会、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市
県	愛知県 (議長: 愛知県副知事)